

(平成24年12月5日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 5 月 1 日から 28 年 5 月 1 日まで

厚生年金保険の記録では、A事業所とB事業所の間空白期間があるが、昭和 25 年 11 月頃から 28 年 12 月頃まで、ずっと同じ事業所に継続して勤務していたことは、平成 11 年頃に夫が書き残したメモにより確認できる。健康保険被保険者証に記載された次女の給付記録が昭和 26 年 5 月 27 日となっていることから、申立期間は間違いなく勤務していた。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の厚生年金保険記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持していた写真、平成 11 年頃に書き残したとされる職歴メモなどから、申立期間において、申立人がB事業所に勤務していたことは推測できる。

しかしながら、A事業所及びB事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の妻が同じアパートに住んでいたと記憶する同僚二人は、申立人と同様に昭和 26 年 5 月 1 日までA事業所、28 年 5 月 1 日からB事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できるが、申立期間の加入記録は確認できない上、A事業所が管理していた人事記録を引き継いだC機関が保管する人事記録の職歴欄に、昭和 25 年 10 月から 28 年 11 月までB事業所に勤務した記載が確認できる同僚、及び昭和 25 年から 3 年間継続してB事業所のD職種をしていた旨供述している別の同僚のオンライン記録によると、当該同僚は、いずれも 26 年 5 月 1 日までA事業所、28 年 5 月 1 日からB事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できるが、申立人と同様に申立期間の加入記録は確認す

ることができない。

また、申立人の妻は、申立期間中の昭和26年5月27日に健康保険の給付を受けた記録が、申立人が所持していたA事業所に係る健康保険被保険者証に記載されていることをもって、申立期間において厚生年金保険被保険者であったと主張しているものの、当該保険証はE健康保険組合（現在は、F健康保険組合）により発行されたことが確認できるが、当該組合は申立期間当時の資料を保管しておらず不明と回答しているため、当該日において、申立人が当該組合の組合員であったことを確認することができない。

さらに、B事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和28年5月1日であり、申立期間において当該事業所が厚生年金保険の適用事業所とされていたことを確認することができない上、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間に係る貸金台帳等の資料も確認することができない。

加えて、申立人の厚生年金保険被保険者台帳、A事業所及びB事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和26年5月1日付けでA事業所において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、28年5月1日付けでB事業所において同資格を取得していることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致している上、遡及して訂正された形跡も見当たらず、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者であった記録は確認することができない。

その上、A事業所の後継事業所であるG事業所は、申立人の人事記録及び申立期間に係る貸金台帳等の資料を保管しておらず、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料を所持していないことから、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することはできない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 佐賀厚生年金 事案 1256

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 3 月から平成 3 年 8 月まで

前職場の上司からの紹介により、昭和 56 年 3 月に A 社に入社し、平成 3 年 8 月までの期間、継続して勤務したにもかかわらず、当該期間の厚生年金保険の記録が無い。

転職する際は、家族を有していたので、事業所に社会保険が完備していることを確認したと思うし、A 社在職中には、子供が健康保険証を使用して近所の小児科（B 病院）を受診していたので、厚生年金保険にも加入していたはずである。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び A 社の当時の事業主の供述から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社は、申立期間を含め当該事業所が設立登記されてから廃業するまで、厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することができないところ、前述の事業主は「自社は零細企業であったので、社会保険（健康保険、厚生年金保険）には加入していない。入社の際に『健康保険は個人で国民健康保険に加入してください。』と言って了承してもらっていた。私自身も国民年金と国民健康保険に加入していた。当時の賃金台帳等の資料は無いが、申立人の給与から厚生年金保険料は控除していない。」と供述しており、同氏のオンライン記録によると、申立期間において、A 社に係る厚生年金保険の加入記録は見当たらない上、供述どおり国民年金に加入し国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、申立人と同じ C 職種として A 社に勤務していた同僚のオンライン記録

においても、同社に係る厚生年金保険の加入記録は見当たらない。

さらに、申立期間に申立人の子供が受診したとするB病院は、当時の資料は無く、当時のことが分かる者もないため、申立人については何も分からない旨回答している。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等を所持していない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。